2015年度　練習問題　(高橋宏司　出題)

日本に常居所を有する日本人Aは、和菓子の製造販売を業として、日本で設立され、京都に本店、甲国に支店を置く辻一株式会社の経営者であり、同社の株式の80%を保有している。同社の残りの株式は、Aの元妻で、甲国に常居所を有する甲国人Bが保有している。Aには、二人の子がいる。子Cは、日本に常居所を有する日本人であり、勤勉で素直である。子Dは、Bとの間の子で、甲国に常居所を有する甲国人であり、放蕩者でAの言うことを聞かない。他方、甲国支店の支店長Eは、甲国に常居所を有する甲国人であり、その経営手腕をAは高く評価している。Aは、自らの死後に、本店の事業をCに、甲国支店の事業をEに承継させたいと考えた。そこで、まず、甲国法に準拠して法人辻二Ltdを設立した(ちなみに、甲国では、漢字の商号が認められている)。そして、Aの意向に沿って、辻一と辻二の間で、甲国支店の事業の辻二への譲渡(「本件事業譲渡」)を目的とする契約が日本法を準拠法として締結された。さらに、Aは、自らの保有する辻一の全株式をCに生前贈与するとともに、Eを養子に迎える縁組(本件縁組)をし、「辻二の株はすべてEに相続させる。Dは、相続人から廃除する。」との遺言を日本で作成した。

(1) 本件事業譲渡にBは反対し、辻一に対し、自らの株式を公正な価格で買取ることを請求した。請求の可否を決める準拠法は何国法か。(5点)

(2) 辻一は、甲国支店を設立した際に、甲国の銀行Fとの間で、甲国法に準拠する金銭消費貸借契約を結び、同行から融資を受けていた。Fは、辻一に対して、同契約の未払債務の履行を請求して日本で訴えを提起した。これに対して、辻一は、本件事業譲渡契約により、辻二が同債務を引き受けたと抗弁し、請求を争っている。この抗弁の成否は、何国法により決まるか。(10点)

(3) Dには、非嫡出子Gがおり、Gは甲国に常居所を有する甲国人である。Aは、Dの廃除が有効であるとしても、Gが遺留分減殺請求し、Cの辻一の経営権を希釈させるのではないかと懸念している。Dの廃除が有効であると仮定し、Gの遺留分の有無について、Aに対して助言せよ。なお、甲国法によると、被相続人の子は相続人となるが、被相続人の子が廃除によって相続権を失ったときは、その者の子が代襲して相続人となることはない。(10点)

(4) 上記遺言の作成後、辻二は、Aの経営の失敗により、多額の負債を抱えることになり、その返済のために、事業用資産の重要な一部を売却した。これを見たEは、辻二の事業を承継し、経営していく意欲を殺がれ、本件縁組の無効確認を請求して、日本で訴えを提起した。Eは、無効原因として、本件縁組は、事業承継を見据えてなされたものに過ぎず、実質的な親子関係を形成する意思がなかったと主張している。日本に国際裁判管轄が認められるとして、Eの主張の当否は、何国法に照らして判断されるか。(10点)

(5) 上記遺言の作成後、Aは、甲国を訪れ、その際、Dに出会って若き日の自らの面影を見出し、Dを廃除する遺言をしたことを後悔した。甲国における残りの滞在期間中にAは倒れ、搬送先の病院にて、「『Dは、相続人から廃除する。』との前遺言を撤回する」と看護師一人に対して口授し、同看護師は、それを書面に筆記し、Aに閲覧させた後、署名した。Aは、その直後に息を引き取った。それから一週間後に、Dは、本件書面を持って日本に赴き、遺言としての確認を家庭裁判所に請求した。本件書面は、遺言として方式上有効か。なお、甲国法の下では、方式上有効であるものとする。(15点)

(6) 小問(5)の本件書面が遺言として有効であると仮定すると、前遺言の「辻二の株はすべてEに相続させる。」という部分は、撤回されたものとみなされるか。なお、甲国法は、前の遺言が後の遺言と抵触するときは、後の遺言で前の遺言の全部を撤回したものとみなすと規定する。(10点)

(7) Aが死亡し、Cら相続人間で遺産分割を済ませた後、Aの婚外子であるというHが現れた。Hは、甲国に常居所を有する甲国人である。Hは、自らがAの子であることについて死後認知を請求し、検察官を相手取って、日本の家庭裁判所において訴えを提起した。甲国法では、死後認知については、遺産分割が済んでいる場合には、認知者の相続人全員の同意が認知の要件とされている。本件訴えについて、日本に国際裁判管轄が認められるとして、Aの相続人の同意は、認知の要件となるか。(15点)

(8) 甲国支店の副店長であった日本人Jは、菓子職人として同店における和菓子製造を長年取り仕切り、同店の事業承継者を自任してきた。Jは、辻二の設立とEの経営権取得を機に、自らの処遇に不満を抱いて辞職し、勝手に甲国において、法人辻一Ltdを設立し、和菓子の製造販売を始めた。甲国法人Kは「辻一」の商号を見て、辻一株式会社と誤認し、辻一Ltdとの間で、和菓子の原材料を売り渡す契約を締結し、同法人に納入した。同契約には、甲国法を準拠法とする条項が置かれていた。しかし、辻一Ltdが売掛代金債務を弁済しないので、Kは、辻一株式会社に対して、同債務の弁済を請求して日本で訴えを提起した。Kは、辻一株式会社は自らの商号の使用を辻一Ltdに黙認していたので、商号を信頼して取引に入った第三者に対して辻一Ltdが負った債務を連帯して弁済する責任を負うと主張している。Kの主張の当否を判断する準拠法は何国法か。(10点)

(9)　辻一株式会社の代表取締役となったCは、小問(8)の訴え提起を受けて、甲国を訪れ、Jに「辻一」の商号使用をやめさせたが、繁盛していない辻二の店を見て不甲斐なく思い、甲国に新たに辻一株式会社の支店を置きたいと考えた。Cのこの意向に沿って、同社は甲国に新支店を設置し、和菓子の製造販売に乗り出した。これに対して、辻二は、辻一株式会社を相手取り、競業避止義務違反を理由に、不法行為に基づく損害賠償を請求して、日本で訴えを提起した。本件事業譲渡契約には、競業禁止について明文の条項は置かれていない。本件請求に適用されるべき法は何国法か。(15点)